

## 新居浜市業務委託最低制限価格制度試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「業務委託」という。）において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく最低制限価格制度の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 最低制限価格制度の対象は、設計金額が1千万円を超える業務委託とする。

### (最低制限価格の算定等)

第3条 市長又は契約に関する事務を委任された者（以下「契約担当者」という。）は、最低制限価格制度の基準となる価格（以下「最低制限価格」という。）を別表に掲げるところにより定めなければならない。ただし、契約担当者が特に必要と認めた業務委託の最低制限価格の算定は、この限りでない。

2 前項に規定する最低制限価格を定めたときは、予定価格が記載された書面又は電子ファイルに併記するものとする。

3 最低制限価格は、落札者の決定後に公表するものとする。

### (入札参加者への周知)

第4条 契約担当者は、最低制限価格制度の対象となる業務委託の入札を執行するときは、本要領が適用されることを入札参加者に対して適当な方法により周知するものとする。

### (落札者の決定)

第5条 入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札を行った者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者として決定するものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、抽選によるものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する入札から適用する。

別表（第 3 条関係）

最低制限価格の算定方法

業種区分	計算式	① (下限)	② (上限)
測量業務	直接測量費の額 + 測量調査費の額 + 諸経費 × 0.5	10分の6	10分の8.2
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額 + 特別経費の額 + 技術料等経費の額 × 0.6 + 諸経費 × 0.6	10分の6	10分の8.1
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額 + 直接経費の額 + その他原価の額 × 0.9 + 一般管理費等 × 0.5	10分の6	10分の8.1
地質調査業務	直接調査費の額 + 間接調査費の額 × 0.9 + 解析等調査業務費 × 0.8 + 諸経費 × 0.5	3分の2	10分の8.5
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額 + 直接経費の額 + その他原価の額 × 0.9 + 一般管理費等 × 0.5	10分の6	10分の8.1

※費目ごとに所定の率を乗じて、円未満は切り捨てた額の合計額を最低制限価格とする。

ただし、上記計算式により算出した額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）に①を乗じて得た額を下回る場合には、①を乗じて得た額とし、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）に②を乗じて得た額を超える場合には、②を乗じて得た額とする。